

## I. 当面の対応策

### 1. 事務処理方法等の見直し

- ① 社会保険事務所及び社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者等から、本庁が直接受け付ける体制を整備する。
- ② 免除等の処理について、社会保険事務所では行わないこととし、社会保険事務局の事務センターで一括処理することとする。
- ③ 事務処理の確認検査において、新たに処理結果（日計、月計）と申請書原義との突合を日次・月次で行うこととし、管理者に徹底する。
- ④ 個々の社会保険事務所及び社会保険事務局において作成されている文書、パンフレット等について、全国統一化を基本とするとともに、地方独自の作成が必要なものについてのチェック体制を整備する。

（今後の検討課題）

- ① 所得情報を活用した低所得者対策について、ターンアラウンド方式の全国導入、インターネットの活用等、簡便な手続による申請方式を検討し、早急を実施する。
- ② 大量な免除申請の取消処理等の異常な事務処理時に、本庁サイドに警告リストを出力するなど、警告システムの構築を早急に検討する。

### 2. 「法令遵守委員会」の機能強化

- ① 「法令遵守委員会」（委員長：次長、委員：本庁部課長（5名））においては、職員からの通報に基づき、職務上の法令違反やその疑いのある事実について調査し、対応策を協議してきたが、職員からの通報のみならず、社会保険事務所から報告される各種の事件・事故・事務処理誤り及び上記1の①についても法令遵守委員会において調査及び対応策の協議を行う。
- ② 本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ対応する。
- ③ 研修等を通じて、職員からの通報制度及び通報の方法について、周知徹底を行う。

### 3. 法令遵守研修の充実

- ① 社会保険大学校における各階層の職員に係る研修カリキュラムに「法令遵守研修」を導入する。
- ② 各社会保険事務局及び社会保険事務所において、これまでの「公務員倫理」及び「個人情報保護」に関する取組に加え、個々の専門業務（会計、保険料徴収、保険給付等）に特化した法令遵守研修を行う。

### 4. 広域的な人事異動の拡大

- 都道府県を単位とする閉鎖的で内向きな組織体質を解消するため、社会保険事務所長を含め、都道府県域を越えた人事異動の大幅な拡充を図る。

## Ⅱ. 組織改革による対応

- 今回の社会保険庁改革等により、以下の組織上の手当を講じ、徹底したガバナンスの強化及び職員の意識改革を行い、再発防止を図る。

### 1. 意思決定機能及び監査機能への外部人材の参画

#### (1) 「年金運営会議」及び「特別監査官」の設置

- 「ねんきん事業機構」において、外部専門家による「年金運営会議」及び「特別監査官」を設置し、意思決定機能、監査機能を抜本的に強化し、適正かつ透明性の高い事業運営を確保する。(平成 20 年 10 月～)

##### ① 年金運営会議

- ・ねんきん事業機構の長（代表執行責任者）及び委員 4 名で組織し、事業運営に関する重要事項を審議

##### ② 特別監査官

- ・ねんきん事業機構の会計、業務に関する監査を実施

#### (2) 社会保険庁における先行設置

- 社会保険庁改革法案の成立後、社会保険庁において「年金運営会議」及び「特別監査官」を先行的に設置し、事前・事後の厳しいチェック体制を確保する。(平成 18 年 10 月～)

## 2. 地方組織のブロック化

### (1) 「地方年金局」の設置

- ねんきん事業機構の設立と併せ、現在の都道府県単位の「社会保険事務局」を廃止するとともに、ブロック機関に再編し、「地方年金局」を設置する。(平成 20 年 10 月～)

#### ※ 地方組織のブロック化の趣旨

- ① 第一線機関に対し直接指揮監督を行う機関の集約化により、本庁からの指示が的確に現場に伝達され、実行される体制を整備し、組織のガバナンスを強化するとともに、
- ② これまでの都道府県単位の内向きで閉鎖的な組織体質を一掃し、職員の業務に対する意識の変革を図る。

### (2) 社会保険庁における監査業務の先行集約

- 社会保険庁において、監査業務を先行的にブロック化し、地方社会保険監察官をブロック担当局に集約した上で、自らの出身県以外の事務局の監察を担当する方式とし、公正かつ透明性の高い監査体制を確保する。(平成 18 年 10 月～)